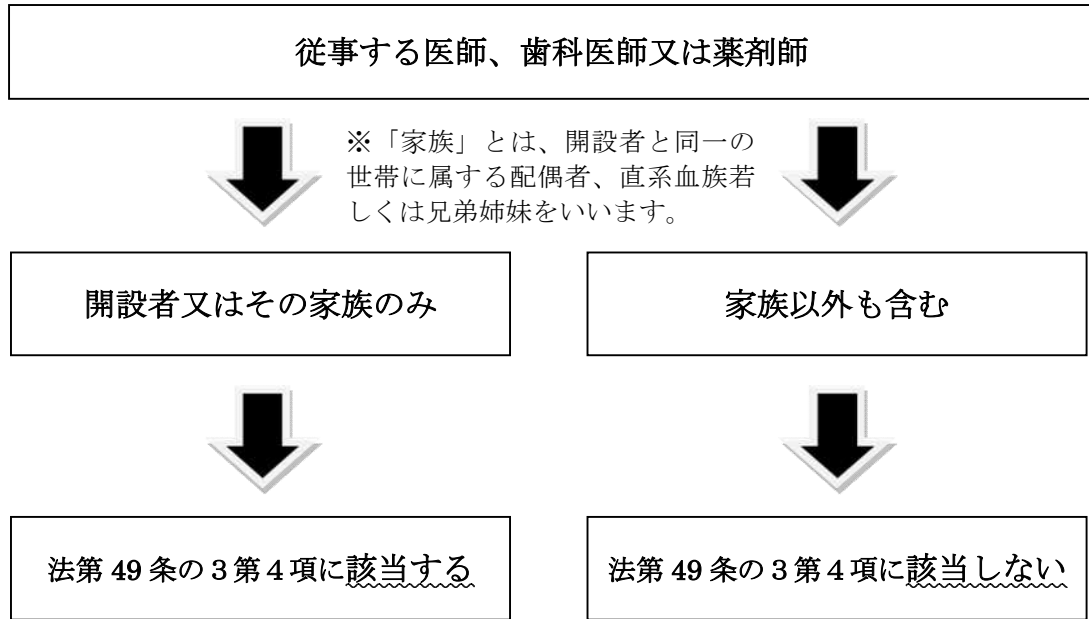


生活保護法第 49 条の 3 第 4 項において規定する診療所又は薬局
該当確認フロー



【解説】

「生活保護法第 49 条の 3 第 4 項」の規定に該当する場合、「指定更新申請」が免除されます。

「規定に該当する場合」とは

- (1) 個人開設で、かつ、開設者のみ診療・調剤行為を行っている（個人経営）
- (2) 個人開設で、かつ、開設者と同居する家族のみで診療・調剤行為を行っている
(家族経営)

- ◆この規定に「該当しない場合」とは
- ※法人開設の場合
 - ※個人経営でも、他人を雇っている場合（他人が診療・調剤行為を行う場合）
 - ※家族経営でも、同居していない家族が診療・調剤行為を行っている場合